ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

生活保護
追加給付のおしらせ

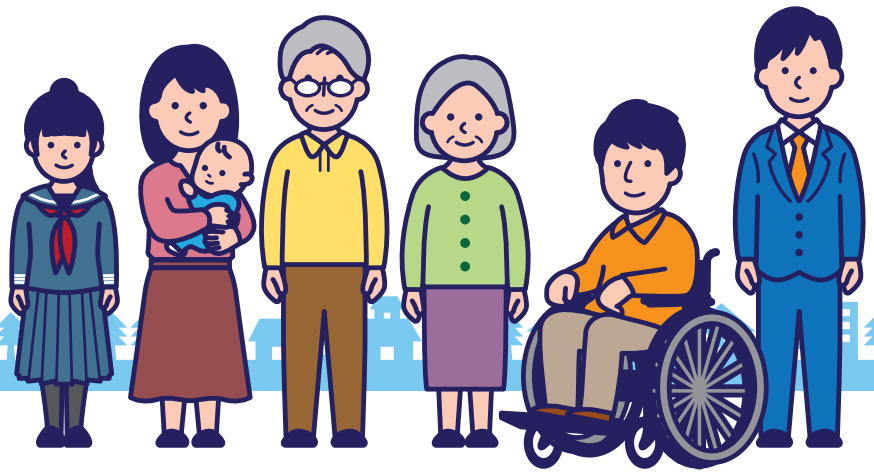

平成25年の生活扶助基準の見直しに関する最高裁判決をふまえ、
平成25年8月～令和8年3月までの間に生活保護を受給されていた世帯を対象に、
追加給付を行わせていただきます。現在、受給されていない方も対象となります。

一部の方は申出が必要となります。(※1)

現在受給中の方（A・Bのどちらに当てはまるかご確認ください。）

A 平成25年8月以降、現在まで継続して保護を受給されている場合
▼
申出の必要はありません

B 平成25年8月以降、現在受給されている期間とは別に、保護を受給されていたことがある場合(※2)
▼
申出が必要です

現在受給されていない方

申出が必要です

(※1)自治体ごとの具体的な申出方法については、相談センターまでお問い合わせください。
　　複数の福祉事務所で受給されていた場合は、個別に申出方法をご案内させていただきますので、相談センターまでお問い合わせください。
(※2)同一の福祉事務所や他の福祉事務所で過去に受給されていた場合を含みます。

申出方法

申出書に必要なことを書く

決められた方法で提出する
※提出先は、相談センターホームページでご確認ください。

くわしくは、相談センターまでお問い合わせください

☎0120-179-445 受付時間 9時～17時 ※土・日・祝を除く（8～10月は土・日・祝も対応）

追加給付 相談センター 検索

こちらからホームページにアクセスできます

このマークは、
視覚に障がいのある方が
使う音声コード
(Uni-Voiceコード)です。

平成25年（2013年）8月以降に受給されていますか？

まずは、相談センターにご相談ください

0120-179-445
9時～17時
※土・日・祝を除く
（8～10月は土・日・祝も対応）

追加給付額の例

当時の年齢、世帯人数、お住まいの地域、保護を受給されていた期間、加算の有無等により異なります。

都市部（1級地－1）※居宅の場合	世帯の例	H25.8からR8.3まで継続して保護を受給していた場合（合計）	H25.8～H26.3（8ヶ月分）	H26.4～H27.3（12ヶ月分）	H27.4～H30.9（42ヶ月分）	H30.10～R8.3（90ヶ月分）
	60歳代単身	10.5万円	0.5万円	1.6万円	8.1万円	0.2万円
	30歳代夫婦、4歳の子ども1人	20.4万円	1.0万円	3.0万円	15.8万円	0.4万円

地方部（3級地－2）※居宅の場合	世帯の例	H25.8からR8.3まで継続して保護を受給していた場合（合計）	H25.8～H26.3（8ヶ月分）	H26.4～H27.3（12ヶ月分）	H27.4～H30.9（42ヶ月分）	H30.10～R8.3（90ヶ月分）
	60歳代単身	8.5万円	0.4万円	1.2万円	6.5万円	0.2万円
	30歳代夫婦、4歳の子ども1人	16.1万円	0.8万円	2.4万円	12.5万円	0.3万円

（※）各期間ごとの数値は端数処理をしているため、合計と一致しない。（※）期間に応じて従来水準に対する追加給付率が異なる。（H25.8～＋0.8%、H26.4～＋1.6%、H27.4～＋2.4%）（※）上記の金額は、一部の世帯類型について例示したものであり、各種加算は算定しておらず、また、H30.10以降は期末一時扶助（毎年12月支給）のみを支給月数に計上している。このため、各種加算が算定されていた場合や、H30.10以降に入院患者日用品費・各種加算等が算定されていた場合は上記の額より増額となることに留意。（※）級地とは、地域の生活様式等の違いを踏まえ基準額に地域差を設けており自治体ごとに指定している（「1級地-1」～「3級地-2」の6区分）。

詐欺にご注意ください！
今回の追加給付に当たり、銀行口座の暗証番号を聞き出したり、ATM操作や手数料の振込みを依頼することはありません。詐欺にご注意ください。

くわしくは、相談センターまでお問い合わせください

でんわ **0120-179-445**
9時～17時 ※土・日・祝を除く（8～10月は土・日・祝も対応）

ホームページ 追加給付 相談センター 検索